

令和2年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第一期入試 憲法

【出題趣旨】

司法修習生に対する給費一貸与一修習給付金という国の対応の時間的な変化を見て、貸与制の時期に司法試験に合格し修習生となり、その後に弁護士となった原告は、どのような憲法論で貸与制の違憲性を論じ国家賠償請求を勝ち取ろうとするか、という事例演習を出題としている。

本問の趣旨は、問題文にヒントのつもりですでに述べている、「14条違反」という平等原則の論点を中心とすることを、求めている。

同期の修習生は基本的に同一の扱いを受けているが、給費制および修習給付金の年次との経済的な格差を平等原則違反で争おうとする場合には、それなりの難題が待ち受けている。この時間の変化による修習生の取扱いの変化を、平等原則でどのように構成しうるかが論点となる。

【採点基準】

・給費制等は司法権の独立という大きなテーマから派生している。司法権の独立と給費制の結びつきという考慮すべき事項を考慮しないままに敢行された給費制廃止、およびその後の修習給付金は、立法裁量の判断過程に過誤があり、立法裁量の逸脱濫用と主張することがX側として想定される。

・その場合、憲法自体からは明確にある要請を読み取ることができない場合であっても、立法者自身の選択により、立法裁量の幅が縮減し、そこからの逸脱は違憲となる、ということがありうる。この点では、国籍法違憲最高裁大法廷判決（平成20年6月4日・民集62巻6号1367頁）が参考になる。

・この判示を整理すると、立法者がいったん国籍取得要件について血統主義に加えて、「我が国との密接な結び付きを有する者」という要件を付加することは立法者の任意になしうるところであるが、立法者によりそのような要件が定立された以上、具体的な国籍取得要件は、立法者の選択にかかる当該目的に照らして合理的関連性を有するものでなければならない。そこから著しく逸脱すると、平等原則違反となる。

・このような、首尾一貫性を立法者に要求し、立法者が自ら定立した立法目的から具体的な手段の点で逸脱する場合には、本来は広範な立法裁量事項であっても平等保障などに反し違憲となりうる、という考え方は、給費制廃止等にとっても有益であると考えられる。

・Yとしては、このようなXの主張がそれぞれ十分でないことを内在的に示せれば十分である。

令和2年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨

第一期入試 刑法

【出題趣旨】

第1 甲の罪責 【計65点】

1 殺人罪の構成要件該当性 (計40点)

(1) 実行行為 (8点)

- ・殺人の実行行為性について端的に論じること。

(2) 実行行為と死亡結果との間の因果関係の有無 (20点)

- ・甲の刺突行為は失敗しているが、死亡結果は転倒による後頭部強打により生じている。甲の行為と結果との因果関係の有無について判断基準を示し、適切に事実を評価することが求められる。

(3) 因果関係の錯誤 (12点)

- ・甲の意図と反する経過で生じた結果についての故意の存否に影響するか検討する必要がある。

2 正当防衛(36条1項)の可否 (25点)

(1) 急迫性の有無

- ・侵害の予期と急迫性について

相手方の侵害を予期している場合に反撃行為が制限されるかについて、昭和52決定、平成29決定などの判例法理を踏まえて理論構成し、対応事実を適切に抽出して評価することが求められる。

(2) 急迫性を肯定する場合

- ・その他の要件の有無の検討。

第2 乙の罪責 【25点】

1 殺人未遂罪の成否 (25点)

- ・乙が発砲した段階では、Aは死亡していたことから不能犯として不可罰とならないか。障害未遂との判断基準を提示し、適切に事実を評価することが求められる。

第3 裁量点 【10点】

上記合計点に0.8を乗する。